2019年4月1日

独立行政法人国立病院機構東名古屋病院における企業主導治験に係る受託研究審査委員会標準業務手順書　新旧対照表

変更箇所	新	旧
第１章　受託研究審査委員会 （受託研究審査委員会の設置及び構成） 第３条 １ （３）	（３）委員：内科系診療部長、第一脳神経内科医長、整形外科医長、微生物・免疫研究室長、薬剤部長、看護部長	（３）委員：内科系診療部長、第一神経内科医長、整形外科医長、微生物・免疫研究室長、薬剤部長、看護部長
（附則）	（追記）令和元年５月１３日、一部改訂	